

浜松市条例第10号

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例

浜松市職員定数条例（昭和28年浜松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3,323人</u></p> <p>(3) 上下水道部の職員 <u>249人</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員</u></p> <p>ア <u>事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員 179人</u></p> <p>イ <u>学校の職員 4,520人</u></p> <p>(7) 消防の職員 <u>897人</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p><u>2 前項第6号ア及びイの職員の定数にあつては、その合計の数を超えない範囲において、相互間で増減して取り扱うことができる。</u></p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第5条 <u>第3条第1項各号</u>に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれの任命権者が定める。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3,387人</u></p> <p>(3) 上下水道部の職員 <u>254人</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 4,573人</u></p> <p>(7) 消防の職員 <u>899人</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第5条 <u>第3条各号</u>に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれの任命権者が定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この条例は、業務の見直し等に伴い、令和8年度における一般職の職員定数を変更するほか、所要の整備を行うものです。